

# 第1編 法人税法等に関する改正

## I 減価償却又は税額の計算に関する改正

### 1 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の整備

#### 〔制度の概要〕

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度（注1）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に次に掲げる増減試験研究費割合（注2）の区分に応じて計算される税額控除割合（設立事業年度であるとき又は比較試験研究費の額（注3）が0であるときは8.5%）を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の25%相当額とされています（旧措法42の4①）。

#### イ 増減試験研究費割合が5%を超える場合

税額控除割合（10%（\*）を上限）＝9% ＋ {(増減試験研究費割合 － 5%) × 0.3}

（\*）平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度については14%となります（旧措法42の4②）。

#### ロ 増減試験研究費割合が5%以下である場合

税額控除割合（6%を下限）＝9% － {(5% － 増減試験研究費割合) × 0.1}

（注1） 合併以外の事由による解散の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除きます。以下同じです。

（注2） 増減試験研究費割合とは、増減試験研究費の額（\*）の比較試験研究費の額に対する割合をいいます（旧措法42の4③）。以下同じです。

（\*） 増減試験研究費の額とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額から比較試験研究費の額を減算した金額をいいます（旧措法42の4③）。

（注3） 比較試験研究費の額とは、本制度の適用を受ける事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の損金の額に算入される試験研究費の額の合計額をその各事業年度の数で除して計算した平均額をいいます（旧措法42の4⑤）。

#### (2) 中小企業技術基盤強化税制

イ 中小企業者等（注）の各事業年度（上記(1)の適用を受ける事業年度を除きます。）において、損金の額に算入される試験研究費の額がある場合には、その試験研究費の額に12%の税額控除割合を乗じた金額の法人税額の特別控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の25%相当額とされています（旧措法42の4③）。

（注） 中小企業者等とは、5ページI2〔制度の概要〕(2)ロの中小企業者等をいいます。

ロ 上記イの税額控除割合及び税額控除上限額については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度（設立事業年度を除きます。）において増減試験研究費割合が5%を超える場合には、次によることとされています（旧措法42の4④）。

(イ) 税額控除割合（17%を上限）＝12% ＋ {(増減試験研究費割合 － 5%) × 0.3}

(ロ) 税額控除上限額＝調整前法人税額の35%相当額

#### (3) 税額控除上限額の上乗せ措置

上記(1)及び(2)の税額控除上限額については、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度（上記(2)ロ(イ)の適用を受ける事業年度を除きます。）において試験研究費割合（注）が10%を超える場合には、次により計算した金額とされています（旧措法42の4⑤）。

・ 税額控除上限額＝ $\frac{\text{調整前法人税額}}{\text{の25\%相当額}} + \frac{\text{調整前法人税額}}{\text{の25\%相当額}} \times \{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2\}$ （\*）

（\*）  $\{(\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 2\}$ は10%を上限

(注) 試験研究費割合とは、その適用を受ける事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される試験研究費の額の平均売上金額に対する割合をいいます(旧措法42の4⑧八)。以下同じです。

平均売上金額とは、本制度の適用を受ける事業年度及びその事業年度開始の日前3年以内に開始した各事業年度の売上金額(一定のものに限ります。)の平均額をいいます(旧措法42の4⑧十)。以下同じです。

#### (4) 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除(高水準型)

青色申告書を提出する法人の平成20年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度(上記(2)ロ(四)又は(3)の適用を受ける事業年度を除きます。)において、損金の額に算入される試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合には、上記(1)、(2)(ロ(四)を除きます。)及び下記(5)の制度とは別に、その超える部分の金額に超過税額控除割合(注)を乗じて計算した金額の法人税額の特例控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の10%相当額とされています(旧措法42の4⑦)。

(注) 超過税額控除割合とは、試験研究費割合から10%を控除した割合に0.2を乗じて計算した割合をいいます(旧措法42の4⑦)。

#### (5) 特別試験研究費の額に係る税額控除

青色申告書を提出する法人の各事業年度において、損金の額に算入される特別試験研究費の額(その事業年度において、上記(1)又は(2)の制度の適用を受ける特別試験研究費の額を除きます。)がある場合には、上記(1)又は(2)の制度とは別に、次の金額の合計額の法人税額の特例控除ができることとされています。ただし、税額控除上限額はその事業年度の調整前法人税額の5%相当額とされています(旧措法42の4⑥)。

- イ その特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者と共同して行う試験研究又はこれらに委託する試験研究に係る一定の試験研究費の額の30%相当額
- ロ その特別試験研究費の額のうちイの一定の試験研究費の額以外の金額の20%相当額

### 【改正の内容】

#### (1) 試験研究費の総額に係る税額控除の見直し

【制度の概要】(1)について、次の改正が行われました。

- イ 税額控除割合について、税額控除割合の算出の基準となる増減試験研究費割合が8%(改正前:5%)で区分することとされ、それぞれの区分に応じ次の割合とされました(措法42の4①)。

(算式)

- (イ) 増減試験研究費割合が8%を超える場合

$$\text{税額控除割合(10%(*))を上限} = 9.9\% + \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} - 8\% \end{array} \right] \times 0.3 \right\}$$

(\* 平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度については14%となります(措法42の4①③)。

- (ロ) 増減試験研究費割合が8%以下である場合

$$\text{税額控除割合(6%を下限)} = 9.9\% - \left\{ \left[ \begin{array}{l} 8\% - \\ \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} \right] \times 0.175 \right\}$$

- ロ 税額控除上限額について、適用年度が設立の日とされる一定の日以後10年を経過するまでの期間内の日を含む事業年度に該当し、適用年度終了の時に翌事業年度に繰り越される欠損金を有する一定の法人については、当該事業年度の調整前法人税額の40%相当額とされました(措法42の4②)。

#### (2) 中小企業技術基盤強化税制の見直し

【制度の概要】(2)について、次の改正が行われました。

- イ 中小企業者等が、6ページI2【改正の内容】の改正後の中小企業者等とされました。
- ロ (2)ロの適用期限が2年延長されました。

ハ (2)ロ(イ)の税額控除割合について、増減試験研究費割合が8%を超える場合には、次の割合とされました(措法42の4⑤)。

(算式)

$$\text{税額控除割合 (17\%を上限)} = 12\% + \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{増減試験} \\ \text{研究費割合} \end{array} - 8\% \right] \times 0.3 \right\}$$

### (3) 税額控除上限額の上乗せ措置の見直し

〔制度の概要〕(3)について、次の改正が行われました(措法42の4②③二・⑥)。

イ 〔改正の内容〕(1)イ及び(2)ハの税額控除割合について、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において、試験研究費割合が10%を超える場合には、次の割合とする措置が追加されました。

(算式)

$$\text{税額控除割合 (〔改正の内容〕(1)イは14\%、(2)ハは17\%を上限。)} = \begin{array}{l} \text{〔改正の内容〕(1)イ又は} \\ \text{(2)ハの税額控除割合} \end{array} + \left[ \begin{array}{l} \text{〔改正の内容〕(1)イ又は(2)} \\ \text{ハの税額控除割合 (注1)} \end{array} \times \begin{array}{l} \text{控除割増率} \\ \text{(注2)} \end{array} \right]$$

(注1) 〔改正の内容〕(2)ハにおいて、増減試験研究費割合が8%以下の場合には、税額控除割合は12%となります(措法42の4④)。

(注2) 控除割増率(上限10%) = (試験研究費割合 - 10%) × 0.5

ロ 適用期限が2年延長されました。

ハ 〔改正の内容〕(1)ロの一定の法人の税額控除上限額について、平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度において試験研究費割合が10%を超える場合には、次により計算した金額とする措置が追加されました。

(算式)

$$\text{税額控除上限額} = \begin{array}{l} \text{調整前法人税額} \\ \text{の40\%相当額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{法人税額} \end{array} \times \left\{ \left[ \begin{array}{l} \text{試験研究費割合} \\ \text{- 10\%} \end{array} \right] \times 2 \right\} (*)$$

(\*) { (試験研究費割合 - 10%) × 2 } は10%を上限

### (4) 平均売上金額の10%を超える試験研究費の額に係る税額控除(高水準型)の廃止

〔制度の概要〕(4)(高水準型)は廃止されました(旧措法42の4⑦)。

### (5) 特別試験研究費の額に係る税額控除の見直し

〔制度の概要〕(5)について、次の改正が行われました。

イ 税額控除上限額について、調整前法人税額の10%(改正前:5%)相当額とされました(措法42の4⑦)。

ロ 対象となる特別試験研究費の額に、次の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加えることとされました(措法42の4⑦⑧十、措令27の4①⑱九・十、措規20⑳~㉔)。

(イ) 試験研究が委任契約等により委託するもので、その委託に基づき行われる業務が試験研究に該当するものであること。

(ロ) 委任契約等において、その試験研究の成果が委託法人に帰属する旨その他一定の事項が定められていること。

(ハ) 次のいずれかを満たすこと。

A 委託する試験研究の成果を活用して委託法人が行おうとする試験研究が一定の工業化研究に該当しないものであること。

B 委託する試験研究が受託法人の有する知的財産権等を活用して行うものであること。

ハ 研究開発型ベンチャー企業（新事業開拓事業者等）との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への上記ロの委託研究に係る税額控除割合を25%とすることとされました（措法42の4⑦二・⑧十、措令27の4①⑱三・九）。

**(6) 組織再編成がある場合の計算方法等の見直し**

本制度の適用を受けようとする法人が合併法人等である場合など一定の場合における調整計算方法等について、所要の見直しが行われました（措令27の4⑦～⑩、⑳～㉓）。

《イメージ図》

改正前及び【改正の内容】(1)から(4)までの見直し後の税額控除割合及び税額控除上限額は、次のとおりとなります。

平29.4.1から平31.3.31までの間に開始する事業年度		
	税額控除割合	税額控除上限額
改正前	試験研究費の総額に係る税額控除 6～14% 〔増減試験研究費割合 5%超：9～14% 5%以下：6～9%以下〕	調整前法人税額の25%相当額 〔試験研究費割合10%超：最大10%上乗せ〕
	中小企業技術基盤強化税制 12～17% 〔増減試験研究費割合 5%超：12～17% 5%以下：12%〕	調整前法人税額の25%相当額 〔増減試験研究費割合5%超：10%上乗せ 又は 試験研究費割合10%超：最大10%上乗せ〕
	平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型） 0～10% 〔超過税額控除割合に応じて〕	調整前法人税額の10%相当額

平31.4.1から令3.3.31までの間に開始する事業年度		
	税額控除割合	税額控除上限額
改正後	試験研究費の総額に係る税額控除 6～14% 〔増減試験研究費割合 8%超：9.9%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3 8%以下：9.9%-(8%-増減試験研究費割合)×0.175 (比較試験研究費=0)：8.5% 試験研究費割合 10%超：上記割合+(上記割合×控除増率)〕	調整前法人税額の25%相当額 〔改正の内容(1)ロの一定の法人：調整前法人税額の40%相当額 試験研究費割合 10%超：上記上限額に最大10%上乗せ〕
	中小企業技術基盤強化税制 12～17% 〔増減試験研究費割合 8%超：12%+(増減試験研究費割合-8%)×0.3 8%以下：12% (比較試験研究費=0)〕 試験研究費割合 10%超：上記割合+(上記割合×控除増率)〕	調整前法人税額の25%相当額 〔増減試験研究費割合8%超：10%上乗せ 又は 試験研究費割合10%超：最大10%上乗せ〕
	平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除（高水準型）	(廃止)

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の9）。

〔適用時期〕

平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます（改正法附則48）。

## 2 中小企業向けの租税特別措置の適用要件の整備

### 〔制度の概要〕

#### (1) 中小企業向けの租税特別措置

中小企業向けの租税特別措置として、次のような措置が設けられています。

- イ 中小企業者等に対する年 800 万円以下の所得に係る軽減税率の引下げ措置（旧措法42の3の2①②）
- ロ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度における中小企業者等を対象とする措置（旧措法42の4③）、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度（旧措法42の6①～④）など
- ハ 中小企業等の貸倒引当金の特例制度に係る中小法人に対する法定繰入率の選択を認める措置（旧措法57の9①～③）

#### (2) 中小企業の範囲

上記(1)の中小企業については、それぞれ以下のとおり定められています。

- イ 上記(1)イの措置の適用対象法人（以下「中小企業等」といいます。）は、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（次の法人を除きます。）又は一般社団法人等の一定の法人とされています（旧法66①②⑥）。
  - (イ) 保険業法に規定する相互会社（(ロ)Bにおいて「相互会社」といいます。）
  - (ロ) 大法人（次に掲げる法人をいいます。(ハ)において「大法人」といいます。）との間にその大法人による完全支配関係がある普通法人
    - A 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人
    - B 相互会社（これに準ずる一定のものを含みます。）
    - C 法4条の7に規定する受託法人（(ハ)において「受託法人」といいます。）
  - (ハ) 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（(ロ)の法人を除きます。）
  - (ニ) 投資法人
  - (ホ) 特定目的会社
  - (ヘ) 受託法人
- ロ 上記(1)ロの措置において中小企業者等とは、中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出するものをいい（旧措法42の4③）、中小企業者とは、次の(イ)及び(ロ)の法人をいいます（旧措法42の4⑧六、旧措令27の4⑫）。
  - (イ) 資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人
    - A その発行済株式又は出資の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人(\*)の所有に属している法人
      - (\*) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます（Bにおいて同じです。）。
    - B Aに掲げるもののほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人
  - (ロ) 資本又は出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人
- ハ 上記(1)ハの措置において、中小法人とは、次の(イ)から(ハ)までの法人をいいます（旧法52①一イ～ハ、旧措法57の9①、旧措令33の7①）。
  - (イ) 普通法人（投資法人及び特定目的会社を除きます。）のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（上記イ(ロ)及び(ハ)に掲げる法人に該当するものを除きます。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び同法第2条第10項に規定する外国相互会社を除きます。）
  - (ロ) 公益法人等又は協同組合等
  - (ハ) 人格のない社団等

## 〔改正の内容〕

中小企業向けの租税特別措置の対象となる「中小企業」の範囲について、次のとおり見直しが行われました。

### ○ 中小企業者等の範囲

#### (1) 適用除外事業者の除外等

次の中小企業（注1）向け措置について、適用除外事業者（注2）に該当するものは、その適用対象から除かれることとされました。

- イ 中小企業者等の法人税率の特例（措法42の3の2①②）
- ロ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の6①）
- ハ 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の3①）
- ニ 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の12の4①）
- ホ 特定事業継続力強化設備等の特別償却（措法44の2①）（注3）
- ヘ 特定地域における工業用機械等の特別償却（措法45②）（対象設備の取得等を新增設に係るものに限定する措置等（12ページ I 4 その他(10)参照）に限ります。）

（注1） イの措置の適用対象法人は、〔制度の概要〕(2)イの中小企業等と同じです。ロからへまでの措置における中小企業者は、〔制度の概要〕(2)ロの中小企業者と同じです。

（注2） 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得の金額の合計額をその各事業年度の月数の合計数で除し、これに12を乗じて計算した金額（判定法人が設立後3年を経過していないことや特定合併等に係る合併法人等に該当するものであること等の一定の事由がある場合には、その計算した金額に一定の調整を加えた金額）が15億円を超える法人をいいます（措法42の4⑧八、措令27の4⑬～⑰）。

（注3） 本措置は、令和元年度税制改正において創設されたもの（9ページ I 3〔創設された制度の概要〕参照）になります。

（参考） 以下の制度については、平成29年度税制改正及び平成30年度税制改正において上記の適用除外事業者をその適用対象から除く改正が行われています。

試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4④）、高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5②）、地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3①）、給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の5②）、法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13⑥）、被災代替資産等の特別償却（措法43の3①②）、中小企業等の貸倒引当金の特例（措法57の9）、中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の5①）

#### (2) 自己の株式又は出資の除外及び大規模法人の範囲の追加

次の中小企業（注1）向け措置においては、①〔制度の概要〕(2)ロ(i)A及びBの所有割合の計算について、その発行済株式又は出資の範囲から自己の株式又は出資を除外して計算することとされるとともに、②〔制度の概要〕(2)ロ(i)A(\*)の大規模法人の範囲について、大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人等）による完全支配関係がある法人など、一定の法人（注2）が追加されました。

- イ 上記(1)ロ～への措置
- ロ 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4④）
- ハ 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の5②）
- ニ 地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（措法42の11の3①）
- ホ 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除（措法42の12の5②）
- ヘ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13⑥）
- ト 被災代替資産等の特別償却（措法43の3①②）
- チ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（措法67の5①）

（注1） ロからチまでの措置における中小企業者は、〔制度の概要〕(2)ロの中小企業者と同じです。

（注2） 一定の法人とは、次のイ又はロに掲げる法人をいいます（措法42の4⑧七、措令27の4⑱一）。

イ 大法人（次に掲げる法人をいいます。ロにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関

係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいいます。ロにおいて同じです。）がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社及び同条第10項に規定する外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(ハ) 法第4条の7に規定する受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含みます。）及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（イに掲げる法人を除きます。）

### (3) 大規模法人の範囲の縮小

次の措置においては、〔**制度の概要**〕(2)ロ(イ)A及びBの所有割合の計算について、いわゆる事業承継ファンド（中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合をいいます。）を通じて独立行政法人中小企業基盤整備機構から受けた出資については、大規模法人の所有する株式又は出資から除いて計算することとされました。

イ 上記(1)ロ～ホの措置

ロ 上記(2)トの措置

(参考)

〔**改正の内容**〕(3)イ及びロの各措置の改正後の中小企業者の範囲については以下のとおりとなります。

中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人をいうこととされています（措法42の6①、措令27の6①）。

(1) その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（注）の所有に属している法人

(2) (1)に掲げるもののほか、その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除きます。）の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人（注）の所有に属している法人

(注) 大規模法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が1億円を超える法人、資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人又は次のイ若しくはロに掲げる法人をいい、独立行政法人中小企業基盤整備機構（資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下の法人の発行する株式の全部又は一部が中小企業等経営強化法第23条第1項に規定する認定事業再編投資組合の組合財産である場合におけるその組合員の出資に係る部分に限ります。）及び中小企業投資育成株式会社を除きます（措令27の6①一）。

イ 大法人（次に掲げる法人をいいます。ロにおいて同じです。）との間に当該大法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいいます。ロにおいて同じです。）がある普通法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人

(ロ) 保険業法第2条第5項に規定する相互会社及び同条第10項に規定する外国相互会社のうち、常時使用する従業員の数が1,000人を超える法人

(ハ) 法第4条の7に規定する受託法人

ロ 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口を含みます。）及び出資の全部をその全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合においてそのいずれか一の法人とその普通法人との間にそのいずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときのその普通法人（イに掲げる法人を除きます。）

## 《イメージ図》

令和元年度税制改正後の中小企業向けの租税特別措置の対象となる「中小企業」の範囲の見直し措置の適用の有無を一覧にすると次のとおりとなります。

	上記(1)の適用除外事業者の除外等の措置	上記(2)の措置		上記(3)の大規模法人の範囲の縮小措置
		自己の株式又は出資の除外 (所有割合の判定)	大規模法人の範囲の追加	
中小企業者等の法人税率の特例 (措法42の3の2①②)	○		○	
試験研究を行った場合の法人税額の特別控除 (措法42の4④)	○	○	○	
高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の5②)	○	○	○	
中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の6①)	○	○	○	○
地方活力向上地域等において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の11の3①)	○	○	○	
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の12の3①)	○	○	○	○
中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除 (措法42の12の4①)	○	○	○	○
給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除 (措法42の12の5②)	○	○	○	
法人税の額から控除される特別控除額の特例 (措法42の13⑥)	○	○	○	
被災代替資産等の特別償却 (措法43の3①②)	○	○	○	○
特定事業継続力強化設備等の特別償却 (措法44の2①)	○	○	○	○
特定地域における工業用機械等の特別償却 (措法45②)	○	○	○	
中小企業等の貸倒引当金の特例 (措法57の9)	○		○	
中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例 (措法67の5①)	○	○	○	

### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています(措法68の8、68の9、68の10、68の11、68の15、68の15の4、68の15の5、68の15の6、68の15の8、68の18、68の20、68の27②、68の59、68の102の2)。

### 〔適用時期〕

- 〔改正の内容〕(3)については、平成31年4月1日以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則49、66、改正措令附則18①)。
- 〔改正の内容〕(1)及び(2)については、平成31年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます(改正法附則48、改正措令附則16)。

### 3 特定事業継続力強化設備等の特別償却制度の創設

#### 〔創設された制度の概要〕

青色申告書を提出する法人が、改正中小企業等経営強化法の施行の日から令和3年3月31日までの間に、特定事業継続力強化設備等（その製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものに限ります。）を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその特定中小企業者等の事業の用に供した場合には、供用年度において、その特定事業継続力強化設備等の取得価額の20%相当額の特別償却ができることとされました（措法44の2①）。

#### (1) 適用対象法人

本制度の適用対象法人は、青色申告書を提出する中小企業者（注1）（適用除外事業者（注2）に該当するものを除きます。）又はこれに準ずる一定の法人（注3）で、中小企業等経営強化法第50条第1項に規定する事業継続力強化計画若しくは同法第52条第1項に規定する連携事業継続力強化計画の認定を受けた同法第2条第1項に規定する中小企業者に該当する法人です（措法44の2①）。

（注1） 中小企業者は、7ページI2〔改正の内容〕（参考）の中小企業者と同じです。

（注2） 適用除外事業者は、6ページI2〔改正の内容〕(1)（注2）の適用除外事業者と同じです。

（注3） これに準ずる一定の法人とは、事業協同組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会及び商店街振興組合をいいます（措令28の5①）。

#### (2) 適用対象資産

本制度の適用対象資産である特定事業継続力強化設備等とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画に記載されたもののうち次の【取得価額要件】を満たすものをいいます（措法44の2①、措令28の5②）。

#### 【取得価額要件】

減価償却資産の区分	規模
機械及び装置	一台又は一基の取得価額が100万円以上のもの
器具及び備品	一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

#### (3) 特別償却限度額

本制度による特別償却限度額は、次の算式により計算します（措法44の2①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定事業継続力強化設備等の取得価額} \times 20\%$$

#### 申告に当たっての注意点

イ 法人が所有権移転外リース取引（法令第48条の2第5項第5号に規定する所有権移転外リース取引をいいます。）により取得した特定事業継続力強化設備等については、本制度の適用はありません（措法44の2①、42の5③、措令27の5③）。

ロ 本制度の適用を受けるためには、確定申告書等に特定事業継続力強化設備等の償却限度額の計算に関する明細書を添付する必要があります（措法44の2②）。

#### 《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法68の20）。

〔施行時期〕

改正中小企業等経営強化法の施行の日から施行されます(改正法附則1十六ロ、改正措令附則1九)。

なお、中小企業の事業活動の継続に資するための中小企業等経営強化法等の一部を改正する法律案は令和元年5月9日現在、国会において審議中です。

4 その他

○ その他、減価償却又は税額の計算に関する事項について、次の改正が行われました。

改正事項	改正の内容	適用時期等												
(1) 中小企業者等の法人税率の特例(措法42の3の2①②、68の8①②)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—												
(2) 中小企業者等が機械等を取付した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(措法42の6①、68の11①)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—												
(3) 沖縄の特定地域において工業用機械等を取付した場合の法人税額の特別控除(措法42の9①、68の13①)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—												
(4) 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取付した場合の特別償却又は税額控除(措法42の11の2①②、68の14の3①②、措令27の11の2②③、39の44の3②、改正法附則50、67、平29総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号、平31総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号、平31経済産業省告示第84号)  (措法42の11の2①、68の14の3①、改正法附則50、67)  (平29総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第1号)  (措法42の11の2①、68の14の3①)	<p>○ 地域経済牽引事業計画について、平成31年4月1日以後に主務大臣の承認を受けた法人が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものとして主務大臣の確認を受けた承認地域経済牽引事業の用に供した機械及び装置並びに器具及び備品について、特別償却率及び税額控除率が次のとおり引き上げられました。</p> <p>イ 特別償却率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31 以前の取得等</th> <th>平31.4.1 以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置並びに 器具及び備品</td> <td>40%</td> <td>50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 税額控除率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31 以前の取得等</th> <th>平31.4.1 以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置並びに 器具及び備品</td> <td>4%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 適用投資額の上限が80億円(改正前:100億円)に引き下げられました。</p> <p>○ 承認地域経済牽引事業の実施場所が平成29年7月31日以前に発生した特定非常災害により生産活動の基盤に著しい被害を受けた地区である場合において、その計画承認日が特定非常災害発生日から5年(改正前:3年)を経過していないときは、その承認地域経済牽引事業の主務大臣の確認要件のうち先進性に係る要件を満たすものとされました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等	機械及び装置並びに 器具及び備品	40%	50%	区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等	機械及び装置並びに 器具及び備品	4%	5%	<p>平31.4.1前に承認を受けた法人が、主務大臣の確認を受けた事業の用に供する機械及び装置並びに器具及び備品の取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に取得等をする特定事業用機械等について適用され、同日前に取得等をした特定事業用機械等については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1から適用されます。</p> <p>—</p>
区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等												
機械及び装置並びに 器具及び備品	40%	50%												
区 分	平31.3.31 以前の取得等	平31.4.1 以後の取得等												
機械及び装置並びに 器具及び備品	4%	5%												

改正事項	改正の内容	適用時期等															
<p>(5) 特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除(措法42の12の3①、68の15の4①、措規20の8②③、22の30②③、改正法附則51、68)</p> <p>(措法42の12の3①、68の15の4①)</p>	<p>○ 本制度の適用要件に、経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることが追加されました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする経営改善設備について適用され、同日前に取得等をした経営改善設備については、従来どおり適用されます。また、同日前に経営改善指導助言書類の交付を受け、同日から令元.9.30までの間に取得等をする器具及び備品並びに建物附属設備については、経営改善設備とみなして適用されます。</p> <p>—</p>															
<p>(6) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取った場合の特別償却又は税額控除(中小企業等経営強化法施行規則8、平31経済産業省告示第85号)</p> <p>(措法42の12の4①、68の15の5①)</p>	<p>○ 経営力向上設備等である機械及び装置並びに建物附属設備から、発電の用に供する設備で主として電気の販売を行うために取得等をしたものが除外されました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に申請され、主務大臣より認定を受けた経営力向上計画に係る経営力向上設備等について適用され、同日前に受けた認定及び同日以後に受ける認定のうち同日前に申請がされたものに係る経営力向上設備等については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>															
<p>(7) 特定設備等の特別償却(旧措法43①表一、68の16①表一、旧措令28①、39の49①、改正法附則52①、69①)</p> <p>(措法43①表二、68の16①表二、措令28③～⑥、39の49③～⑥、旧措法43①表二、68の16①表二、旧措令28②～④、39の49②～④、改正法附則52②、69①②、平31国土交通省告示494号)</p> <p>(平27国土交通省告示第473号、平31国土交通省告示第494号)</p>	<p>○ 公害防止用設備に係る措置が廃止されました。</p> <p>○ 船舶に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 外航船舶について、対象に海上運送法の認定先進船舶導入等計画に記載された特定先進船舶が追加されるとともに、外航船舶である特定船舶の環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われた上、特定先進船舶以外の特定船舶の特別償却率について、次のとおりとされました。</p> <table border="1" data-bbox="507 1615 1139 1944"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平31.3.31以前の取得等</th> <th>平31.4.1以後の取得等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特定先進船舶 (日本船舶)</td> <td></td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>特定先進船舶 (日本船舶以外)</td> <td></td> <td>18%</td> </tr> <tr> <td>特定船舶 (日本船舶)</td> <td>18%</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>特定船舶 (日本船舶以外)</td> <td>16%</td> <td>15%</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 内航船舶について、環境への負荷の低減に係る要件の見直しが行われました。</p>	区 分	平31.3.31以前の取得等	平31.4.1以後の取得等	特定先進船舶 (日本船舶)		20%	特定先進船舶 (日本船舶以外)		18%	特定船舶 (日本船舶)	18%	17%	特定船舶 (日本船舶以外)	16%	15%	<p>平31.4.1前に取得等をした公害防止用設備については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に取得等をする船舶について適用され、同日前に取得等をしたものについては、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1から適用されます。</p>
区 分	平31.3.31以前の取得等	平31.4.1以後の取得等															
特定先進船舶 (日本船舶)		20%															
特定先進船舶 (日本船舶以外)		18%															
特定船舶 (日本船舶)	18%	17%															
特定船舶 (日本船舶以外)	16%	15%															

改正事項	改正の内容	適用時期等
<p>(平31財務省告示第96号)</p> <p>(旧措法43①表三、68の16①表三、旧措令28⑤、39の49③、改正法附則52①、69①、昭48大蔵省告示第69号)</p>	<p>ハ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 自動車教習所用貨物自動車に係る措置が廃止されました。</p>	<p>—</p> <p>平31.4.1前に取得等をした自動車教習所用貨物自動車については、従来どおり適用されます。</p>
<p><b>(8) 関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却</b> (措法44①、68の19①、措令28の4②、39の51、旧措法44①、改正措令附則20、31)</p> <p>(措法44①、68の19①)</p>	<p>○ 対象となる機械及び装置の取得価額要件が400万円以上(改正前:240万円以上)に引き上げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1以後に取得等をする研究施設について適用され、同日前に取得等をした研究施設については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>
<p><b>(9) 共同利用施設の特別償却</b> (措法44の3①、68の24①)</p>	<p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p>
<p><b>(10) 特定地域における工業用機械等の特別償却</b> (措令28の9①一～五)</p> <p>(措法45②表一～三、68の27②表一～三、措令28の9①一～三、39の56②一～三、改正法附則48)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p> <p>(措法45②表四、68の27②表四、措令28の9①四、39の56②四、改正法附則48)</p> <p>(措法45②、68の27②)</p>	<p>○ 過疎地域に係る措置、沖縄の産業高度化・事業革新促進地域に係る措置、沖縄の国際物流拠点産業集積地域に係る措置、沖縄の経済金融活性化特別地区に係る措置及び沖縄の離島の地域に係る措置について、適用期限がそれぞれ令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 半島振興対策実施地域に係る措置、離島振興対策実施地域に係る措置及び奄美群島に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 中小規模法人で適用除外事業者該当する法人について、設備の取得等が新增設に係るものに限定されるとともに、製造業又は旅館業を営む法人で、適用除外事業者該当する法人が対象設備を取得等した場合の取得価額要件が2,000万円とされました。</p> <p>ロ 適用期限がそれぞれ令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 振興山村に係る措置について、次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ 中小企業者のうち適用除外事業者該当するものは、その適用対象から除かれることとされました。</p> <p>ロ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>—</p> <p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>平31.4.1以後に開始する事業年度分の法人税について適用され、同日前に開始した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>

改正事項	改正の内容	適用時期等												
<p>(11) 医療用機器等の特別償却（措令28の10②一・⑦、39の58②、改正措令附則20②、平21厚生労働省告示第248号、平31厚生労働省告示第150号・151号）</p> <p>（措法45の2①、68の29①）</p> <p>（措法45の2②、68の29②、措令28の10③～⑤、39の58③④、措規20の17、平31厚生労働省告示第153号）</p>	<p>○ 対象となる機械及び装置並びに器具及び備品のうち、高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものについて次のとおり改正が行われました。</p> <p>イ その対象機器が見直されるとともに、構想区域等内の病院における効率的な活用を図る必要があるもの（CT装置及びMRI装置）については、一定のものに限ることとされました。</p> <p>ロ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p> <p>○ 勤務時間短縮用設備等で、その製作の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は勤務時間短縮用設備等を製作して、これを法人の営む医療保健業の用に供した場合の特別償却に関する措置が追加されました。追加された措置の概要は次表のとおりです。</p> <table border="1" data-bbox="478 779 1150 1883"> <thead> <tr> <th data-bbox="478 779 667 835">区分</th> <th data-bbox="667 779 1150 835">追加された措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="478 835 667 898">対象法人</td> <td data-bbox="667 835 1150 898">青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 898 667 1637">対象資産</td> <td data-bbox="667 898 1150 1637"> <p>器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びに特定ソフトウェア（取得価額要件を満たすものに限ります。）のうち、医療法第30条の21第1項第1号に掲げる事務を実施する都道府県の機関の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（以下「医師等勤務時間短縮計画」といいます。）に基づき、当該法人が取得し、又は製作するもの（以下「計画設備等」といいます。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合におけるその記載されたものに限ります。）</p> <p>イ 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。</p> <p>ロ 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1637 667 1787">対象資産の取得価額要件</td> <td data-bbox="667 1637 1150 1787"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・器具及び備品 一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの</li> <li>・特定ソフトウェア 一の取得価額が30万円以上のもの</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1787 667 1843">特別償却率</td> <td data-bbox="667 1787 1150 1843">15%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="478 1843 667 1883">適用期間</td> <td data-bbox="667 1843 1150 1883">平成31年4月1日から令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	追加された措置の概要	対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの	対象資産	<p>器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びに特定ソフトウェア（取得価額要件を満たすものに限ります。）のうち、医療法第30条の21第1項第1号に掲げる事務を実施する都道府県の機関の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（以下「医師等勤務時間短縮計画」といいます。）に基づき、当該法人が取得し、又は製作するもの（以下「計画設備等」といいます。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合におけるその記載されたものに限ります。）</p> <p>イ 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。</p> <p>ロ 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。</p>	対象資産の取得価額要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具及び備品 一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの</li> <li>・特定ソフトウェア 一の取得価額が30万円以上のもの</li> </ul>	特別償却率	15%	適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで	<p>平31.4.1以後に取得等をする医療用機器について適用され、同日前に取得等をした医療用機器については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p> <p>平31.4.1から施行されます。</p>
区分	追加された措置の概要													
対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの													
対象資産	<p>器具及び備品（医療用の機械及び装置を含みます。）並びに特定ソフトウェア（取得価額要件を満たすものに限ります。）のうち、医療法第30条の21第1項第1号に掲げる事務を実施する都道府県の機関の助言を受けて作成される医師その他の医療従事者の勤務時間を短縮するための計画として医療従事者の勤務時間の実態、勤務時間の短縮のための対策、その対策に有用な設備の機能その他の厚生労働大臣が定める事項が記載された計画（以下「医師等勤務時間短縮計画」といいます。）に基づき、当該法人が取得し、又は製作するもの（以下「計画設備等」といいます。）として当該医師等勤務時間短縮計画に記載されたもの（次に掲げる要件の全てを満たす場合におけるその記載されたものに限ります。）</p> <p>イ 当該医師等勤務時間短縮計画に当該計画設備等が医療従事者の勤務時間の短縮に資する機能別の機器の種類として厚生労働大臣が指定するものに該当する旨の記載があること。</p> <p>ロ 当該医師等勤務時間短縮計画の写しを本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付すること。</p>													
対象資産の取得価額要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・器具及び備品 一台又は一基の取得価額が30万円以上のもの</li> <li>・特定ソフトウェア 一の取得価額が30万円以上のもの</li> </ul>													
特別償却率	15%													
適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで													
<p>（措法45の2③、68の29③、措令28の10⑥⑦、39の58⑤、改正法附則48）</p>	<p>○ 構想適合病院用建物等の取得等（取得又は建設をいい、改修（増築、改築、修繕又は模様替をいいます。）のための工事による取得又は建築を含みます。）をして、医療保健業の用に供した場合の特別償却に関する措置が追加されました。追加された措置の概要は次表のとおりです。</p>	<p>平31.4.1から施行されます。</p>												

改正事項	改正の内容	適用時期等										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="480 253 667 309">区分</th> <th data-bbox="667 253 1150 309">追加された措置の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="480 309 667 371">対象法人</td> <td data-bbox="667 309 1150 371">青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 371 667 987">対象資産</td> <td data-bbox="667 371 1150 987"> <p>構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされたもの</p> <p>イ 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（以下「既存病院用建物等」といいます。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。</p> <p>ロ その改修により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 987 667 1037">特別償却率</td> <td data-bbox="667 987 1150 1037">8%</td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1037 667 1086">適用期間</td> <td data-bbox="667 1037 1150 1086">平成31年4月1日から令和3年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	区分	追加された措置の概要	対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの	対象資産	<p>構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされたもの</p> <p>イ 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（以下「既存病院用建物等」といいます。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。</p> <p>ロ その改修により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。</p>	特別償却率	8%	適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで	
区分	追加された措置の概要											
対象法人	青色申告書を提出する法人で、医療保健業を営むもの											
対象資産	<p>構想区域等内において医療保健業の用に供される病院用又は診療所用の建物及びその附属設備のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するもので、当該構想区域等に係る協議の場における協議に基づく病床の機能区分に応じた病床数の増加に資するものであることについて当該構想区域等に係る都道府県知事のその旨を確認した書類を本措置の適用を受ける事業年度の確定申告書等に添付することにより証明がされたもの</p> <p>イ 医療保健業の用に供されていた病院用又は診療所用の建物及びその附属設備（以下「既存病院用建物等」といいます。）についてその用途を廃止し、これに代わるものとして新たに建設されるものであること。</p> <p>ロ その改修により既存病院用建物等において病床の機能区分のうちいずれかのものに応じた病床数が増加する場合の当該改修のための工事により取得又は建設をされるものであること。</p>											
特別償却率	8%											
適用期間	平成31年4月1日から令和3年3月31日まで											
(12) 事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却(措法46の2、68の33)	○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。	—										
<p>(13) 特定都市再生建築物の割増償却(旧措法47の2①③二、68の35①③二、旧措令29の5③～⑤、39の64③④、改正法附則52⑤、69⑤、改正措令附則20③、31②)</p> <p>(措法47の2①、68の35①、措令29の5①②、39の64①②、改正法附則52④⑤、69④⑤、改正措令附則20③、31②)</p> <p>(措法47の2①、68の35①)</p>	<p>○ 雨水貯留利用施設に係る措置が廃止されました。</p> <p>○ 特定都市再生緊急整備地域以外の都市再生緊急整備地域内において整備される建築物の割増償却率が25% (改正前:30%) に引き下げられました。</p> <p>○ 適用期限が令和3年3月31日まで2年延長されました。</p>	<p>平31.4.1前に取得等をした構築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>平31.4.1以後に取得等をする建築物について適用され、同日前に取得等をした建築物については、従来どおり適用されます。</p> <p>—</p>										